

献血推進の実施体制

ここでは、献血推進の実施体制についてお示しします。

厚生労働大臣は、血液法に基づく、血液事業の基本方針を定めるとともに、その基本方針に基づいて、毎年度、献血の推進に関する計画（献血推進計画）を定めるとされています。これらの基本方針・献血推進計画を策定又は変更（以下、この章において「策定等」といいます。）するにあたっては、あらかじめ薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならず、また、策定等が行われた場合は遅滞なく公表するとされています。

都道府県は、この基本方針及び献血推進計画を受けて、採血事業者（日本赤十字社）による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、献血の推進に関する計画（都道府県献血推進計画）を定めるとともに、その策定等を行った場合は、遅滞なく公表するよう努めるとともに、

厚生労働大臣に提出することとされています。

また、採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、献血の受入れに関する計画（献血受入計画）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされています。献血受入計画に関しては、採血事業者は、その策定にあたりあらかじめ都道府県の意見を聴かなければならないとされるとともに、都道府県及び市区町村は、献血受入計画の円滑な実施を確保するために必要な協力を行わなければならないとされています。なお、厚生労働大臣は献血受入計画の認可にあたっては、あらかじめ薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならないとされています。（図2－1）

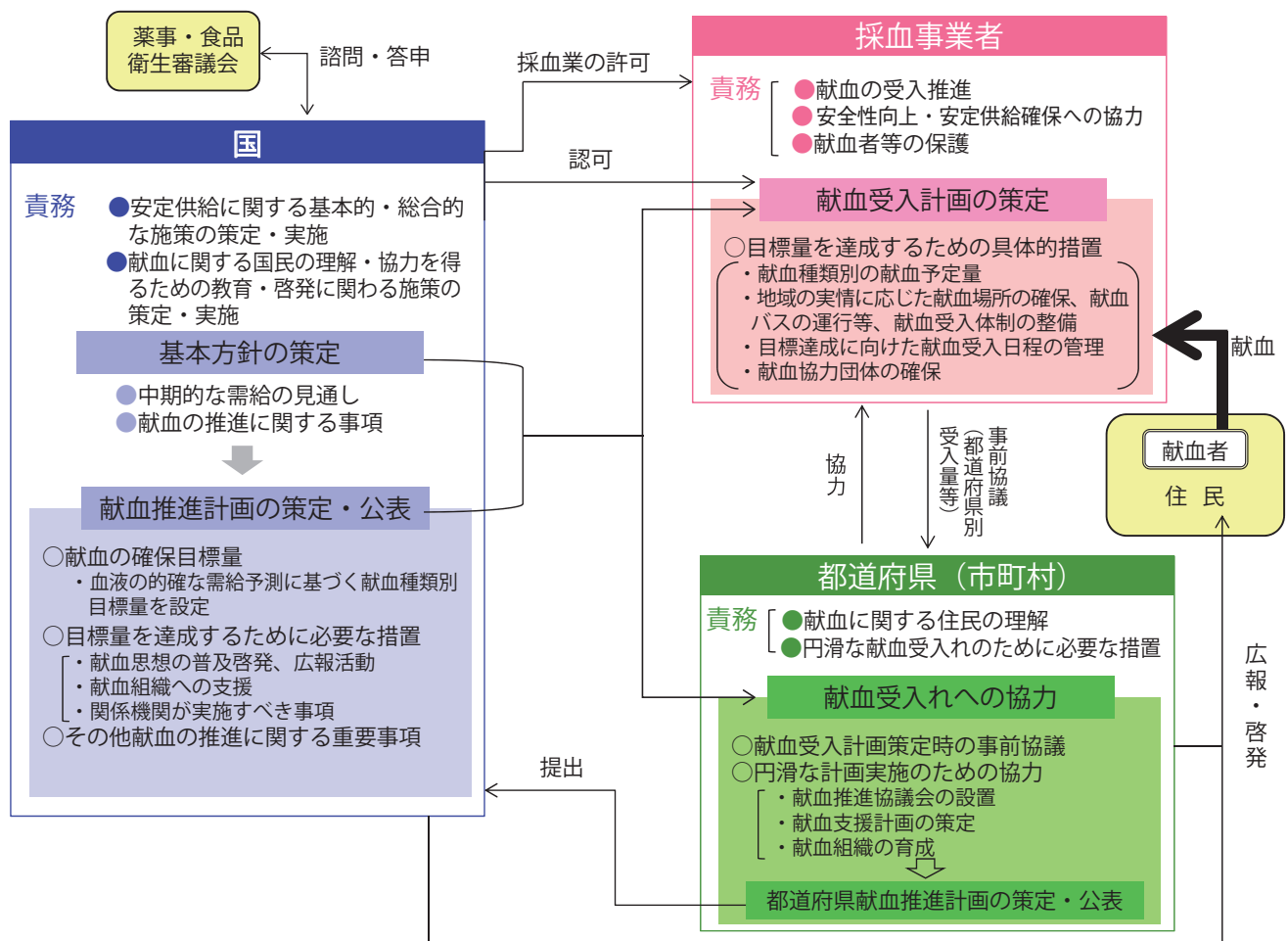


図2-1 献血推進の実施体制